教職大学院評価基準 新旧対照表

改正案	現行	備考
I 総則 1 評価の目的 一般財団法人教員養成評価機構(以下「機構」という。)が、教職大学院を置く大学からの求めに応じて、教職大学院に対して実施する評価において、我が国の教職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るととともに、その個性的で多様な発展に資することを目的とする。機構は、教職大学院評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき、次のことを実施する。(1)(省略)	I 総則 1 評価の目的 一般財団法人教員養成評価機構(以下「機構」 という。)が、教職大学院を置く大学からの求めに 応じて、教職大学院に対して実施する評価におい ては、我が国の教職大学院の教育活動等の水準の 維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様 な発展に資することを目的とする。 機構は、教職大学院評価基準(以下「評価基準」 という。)に基づき、次のことを実施する。 (1)(省略)	字句の削除
(2) 教職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教職大学院の教育活動等について評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックすること。 <u>また、評価を受けた教職大学院のさらなる発展のための動機付けとなること。</u>	(2) 教職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教職大学院の教育活動等について <u>多面的な</u> 評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックすること。	文言削除・追加 認証評価の目的として「さら なる発展のための動機付け」を 追加。
(3)教職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、教職大学院の教育活動等の状況を明らかにし、「長所として特記すべき事項」については、積極的に具体的内容を記述することによって、それらを社会に示すこと。	(3)教職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、教職大学院の教育活動等の状況を <u>多面的に</u> 明らかにし、「長所として特記すべき事項」については、積極的に具体的内容を記述することによって、それらを社会に示すこと。	文言削除

2 評価基準の性質及び機能

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として定めるものである。

評価基準は、「専門職大学院設置基準」(平成15年文部科学省令第16号)及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省令第53号)を踏まえて、機構が教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定(以下「適格認定」という。)をする際に、教職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該教職大学院の目的に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を定めるものである。

評価基準は、10の「基準領域」から成り、その下に「基準」が設定されている。「基準」は、各 基準の細則である「基本的な観点」のいくつかを 含む。

削除

削除

ただし、基準が「満たされている」と判断する に当たって、必ずしも関係する「基本的な観点」 項目をすべて満たしていることを条件とはしてい ない。

2 評価基準の性質及び機能

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規 定する大学評価基準として定めるものである。

評価基準は、「専門職大学院設置基準」(平成15年文部科学省令第16号)及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省令第53号)を踏まえて、機構が教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定(以下「適格認定」という。)をする際に、教職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該教職大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めるものである。

評価基準は、10の「基準領域」から成り、その下に「基準」が設定されている。「基準」は、各基準の細則である「基本的な観点」のいくつかを含み、その内容により次の2つのレベルに分類される。

(レベルI) 各教職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

(レベルⅡ) 各教職大学院において、定められ た内容に関する措置を講じていることが期待され るもの。

ただし、<u>レベル I において、</u>基準が「満たされている」と判断するに当たって、必ずしも関係する「基本的な観点」項目をすべて満たしていることを条件とはしていない。

文言削除

レベル分け廃止のため削除

将来「先進的」「卓越」など優れた取組を高く評価する仕組を設ける予定。その前提として「基準」にレベル I、II があるのは構造的に分りにくいため、「基準」のレベルをなくしてフラットにする。評価基準に相応しい事項という点では現行レベルIIの「基準」もレベルIの「基準」と同様であることから残す。

- 「適格認定」の要件等 評価結果については、次の2通りで判断する。
- 1)「基準」をすべて満たす場合は、「教職大学院評 価基準に適合している。」と評価する。
- 2)「基準」を1つでも満たしていない場合は、「教 職大学院評価基準に適合していない。」と評価す る。

各教職大学院は、評価の結果、評価基準に適合 していると認められた場合に「適格認定」が与え られる。評価基準に適合していると認められるた めには、前述の「基準」をすべて満たさなければ ならない。

削除

なお、基準の内容に達していない基準がある場 合で、次年度において当該基準を満たしていると 判断できるまでの改善が見込まれる場合は、評価 の決定を保留することができる。「保留」の場合は、 大学(教職大学院)から改善状況に関する報告を 求め、機構において基準のすべてを満たしている と判定した後、「適合」が与えられる。

(省略)

- 4 評価基準の基本的な考え方
- (3) 評価の対象となる教職大学院における特色あ る教育等の進展に資する観点から評価の項目を

「適格認定」の要件等 評価結果については、次の2通りで判断する。

- 1) レベル I の「基準」をすべて満たす場合は、「教 職大学院評価基準に適合している。」と評価する。
- 2) レベル I の「基準」を1つでも満たしていない 場合は、「教職大学院評価基準に適合していない。」 と評価する。

各教職大学院は、評価の結果、評価基準に適合 していると認められた場合に「適格認定」が与え られる。評価基準に適合していると認められるた めには、前述のレベルIに分類される「基準」を すべて満たさなければならない。

一方、レベルⅡに分類される「基準」は、評価 結果(適格認定の有無)には、直接かかわらない が、当該教職大学院の充実度を示している。

追加

(省略)

- 4 評価基準の基本的な考え方
- (3) 評価の対象となる教職大学院における特色あ る教育等の進展に資する観点から評価項目を定 字句の修正

レベル表記削除

レベル表記削除

文言削除

レベル分け廃止のため削除

「保留」の追加

現行基準に「適合」「不適合」 以外の扱いがなかったため設 けるもの。「保留」の対象は、 改善の状況を確認することで 「適格」が見込める場合である ことが前提。

定めていること。

削除

(<u>5</u>) 各基準領域に、「長所として特記すべき事項」 を加え、その具体的内容を記述し、広く紹介す ることにより、教職大学院の特色を支え、促<u>し、</u> 働きかけ<u>る</u>機能を持たせていること。 めていること。

- (5) 各基準領域における「基準」は、その内容に より、上記2のとおり2つのレベルに分類され、 このことを踏まえた評価結果が、適格認定の適 否にとどまらない質の高さを示すものともなり うるものであること。
- (<u>6</u>) 各基準領域に、「長所として特記すべき事項」 を加え、その具体的内容を記述し、広く紹介す ることにより、<u>各</u>教職大学院の特色<u>づくり</u>を支 え、促<u>す</u>働きかけ<u>の</u>機能を持たせていること。

レベル分け廃止のため削除

番号変更、字句の修正

Ⅱ 教職大学院評価基準	
基準領域1:理念・目的	
(基準)	
1-1: <u>レベル I</u>	レベル表記削除、観点番号削除
○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて	(以下同じ)、字句の修正、
明確に定められていること。 <u>(1-1-1)</u>	
1-1-1:理念・目的 <u>が</u> 、学校教育法第99条第	字句の修正
2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に	
基づいて明確に定められているか。	
1-2: <u>レベルI</u>	
○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明	○3つのポリシーの明記
確になっていること。(1-2-1)	
	文言追加・削除
	○教職大学院への移行に伴い、
	修士課程との区別に関しては
<u>れぞれの性格が</u> 明確になっているか。	削除
↑☆ カロ	観点追加
<u>垣加</u>	^{観点追加} ○有識者会議 中長期的な方
	針を反映。それぞれの教職大学
	院が掲げる役割を、明確に示し
	ているかを求めるもの
	基準領域1:理念・目的 (基準) 1-1: レベルⅠ ○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。 (1-1-1) 1-1-1:理念・目的が、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて明確に定められているか。 1-2: レベルⅠ

基準領域2:学生の受入れ	基準領域 2: 学生の受入れ	
<u>削除</u>	(基準)	基準1-2に統合
	2-1:レベルI	
	○ 人材養成の目的に応じた入学者受入方針(アド	
	ミッション・ポリシー)が明確に定められている	
	<u>こと。(2-1-1)</u>	
<u>削除</u>	2-1-1:入学者受入方針が明確に定められてい	
	<u>るか。</u>	
(基準)		基準番号変更
$2-\underline{1}$:	2- <u>2</u> : レベル I	文言整理
○ <u>アドミッション・ポリシー</u> に基づき、公平性、	○ 入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開	
平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れ	放性が確保され、適切な学生の受入れが実施され	
が実施されていること。	ていること。 <u>(2-2-1, 2-2-2)</u>	
$2-\underline{1}-1: \underline{r}$ ドミッション・ポリシーに基づき、	2-2-1:入学者受入方針に基づき、学習履歴や	観点番号変更、文言整理
学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者	実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及	
選抜方法及び審査基準が定められ、機能している	び審査基準が定められ、機能しているか。	
か。	0 0 0・1 学学選件が「落切な知識体制により	知与妥凡亦更 今句の修工
2-1-2:入学者選抜 <u>は</u> 、適切な組織体制により 公正に実施されているか。	2-2-2:入学者選抜 <u>が</u> 、適切な組織体制により 公正に実施されているか。	観点番号変更、字句の修正
2-1-3:1年履修として学生を受け入れる場合、	<u>追加</u>	観点追加
根拠となる事由が適切に確認されているか。		○教職大学院の修学年限の基
		本は2年であり、特例である1
		年履修としている場合につい
		て、1年履修とする根拠が明確
		であるか、特に求めるもの。
<u>2-2:</u>	2- <u>3</u> : レベル I	基準番号変更
○ 実入学者数が、入学定員と比較して適正である	○ 実入学者数が、入学定員と比較して適正である	
こと。	$\sum k_{\circ} (2-3-1)$	

2- <u>2</u> -1:(省略)	2- <u>3</u> -1:(省略)	観点番号変更
	2 - <u>3</u> - 1 . (有畸)	凯 总留 5 多 文

基準領域3:教育の課程と方法	基準領域3:教育の課程と方法	
(基準)	(基準)	
3-1:	3-1: <u>レベル I</u>	
○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に	○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に	
照らして、 <u>理論と実践を往還・融合させる教育</u> に	照らして、 <u>理論的教育と実践的教育の融合</u> に留意	文言整理
留意した体系的な教育課程が編成されているこ	した体系的な教育課程が編成されていること。(3	
と。	-1-1)	
3-1-1:教育課程	3-1-1:教育課程	○専門職大学院設置基準第六
(1) 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわ	(1) 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわ	条の二(平成三一年四月施行)
しい教育課程編成となっているか。 また、それ	しい教育課程編成となっているか。	学校教育法第百十条第二項に
が教育課程連携協議会等で検討されたものにな		規定する基準
<u>っているか。</u>		教育課程に関すること(教育
		課程連携協議会に関すること
		を含む)・・が規定されたこと
		に伴うもの
(2) 教科領域を設けている場合は、教科内容に特	<u> 追加</u>	○有識者会議 早急に対応す
化した教育にならないように、教科指導法や教		べきことを反映し観点追加
材研究など教科指導力の育成に留意した教育課		有識者会議報告書22頁
程編成となっているか。		「・・・確実に学校現場の実情
		に即した実践的な授業内
		容・・・」を受けて具体化した
		文言。

(3) 実習科目とその他の授業科目のつながりが明
確であり、探究的な省察力 <u>を</u> 育成できる体系的な教育課程編成となっているか。
(<u>4</u>) 共通に開設すべき授業科目の5領域について それぞれ <u>に</u> 適切な科目が <u>設置</u> され、履修するこ とが可能 <u>と</u> なっているか。

(2) 理論と実践を往還する探究的な省察力の育成 を図ることのできる体系的な教育課程編成とな っているか。

番号変更、文言整理

(3)「専門職大学院に関し必要な事項について定め る件」(平成15年文部科学省令第53号)第8 条に規定する共通に開設すべき授業科目の5領 域について、それぞれ適切な科目が開設され、 履修することが可能なようになっているか。

番号変更、文言削除・修正

削除

(4)各教職大学院で独自に開設するコース(分野) 別選択科目が、共通科目の土台の上に、専門職 としての高度の実践的な問題解決能力・開発能 力を有する人材養成にふさわしい科目編成がな されているか。

観点削除

(2)の体系的教育課程編成と 被るため

(5) 質の高い授業やカリキュラム・マネジメント の展開、また、今日の児童・生徒の実態に対す る理解の深化など現代的教育課題を反映した教 育課程となっているか。

追加

有識者会議 中長期的な方 針を反映し2観点を追加 ○「質の高い授業やカリキュラ ム・マネジメントの展開」は、 不変の教育課題であり、「ま た、・・」以下は、現代的教育 課題。「今日の児童・生徒の実 熊」の課題の例示としては、い じめ、不登校、発達障害、貧困、 LGBT など。

(6) 学部段階の教職課程における学びとの接続が 意識された教育課程となっているか。

追加

○学部教育と教職大学院の教 育課程の一貫性。

3-2:	3-2: <u>レベル I</u>	
○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授	○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授	
業方法・形態が整備されていること。	業方法・形態が整備されていること。 <u>(3-2-1)</u>	
3-2-1:授業内容、授業方法・形態	3-2-1:授業内容、授業方法・形態	
(1)(省略)	(1)(省略)	
(2) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条	(2)授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条	文言整理
件・方法を探る事例研究 <u>、</u> ワークショップ <u>や</u> フ	件・方法を探る事例研究 <u>や</u> ワークショップ <u>、実</u>	
ィールドワーク等により適切なものとなってい	地に調査・試行を行いその成果を発表・討議す	
<u>るか。</u>	<u>る</u> フィールドワーク等 <u>の、適切な教育方法によ</u>	
	って行われているか。また、専攻分野に応じて、	
	双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応	
	答、その他の適切な方法により授業を行うなど、	
	適切な配慮がなされているか。	
(3) 授業開設の規模等、授業方法・形態が、教育	(3) ひとつの授業料目について同時に授業を受け	文言整理
効果を十分得られるものとなっているか。	<u>る学生数が、教育効果を十分にあげられるよう</u>	○クラスサイズだけに限定し
	な適当な人数となっているか。	ない表記
(4) 学生の学習履歴、実務経験等に配慮した授業	(4) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、	
内容、教育方法・形態となっているか。例えば、	授業方法・形態になっているか <u>(</u> 例えば、現職	共修、別修に文言整理
現職教員学生と学部新卒学生それぞれの特性に	教員学生と学部新卒学生がお互いの特性を生か	○中央教育審議会答申を反映
配慮して、共修、別修となっているか。	し協働しながら学び合いを進める取組や現職教	した表記
	<u>員学生と学部新卒学生の特性を配慮し区別した</u>	
	取組などが考えられる。)。	
(5) 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバ	(5)教育課程の編成の趣旨に沿って <u>1年間の授業</u>	文言削除
スが作成され、活用されているか。	計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明	
	<u>記された</u> 適切なシラバスが作成され、活用され	
	ているか。	

2		2	
•	_	·	- 1

- 教職大学院にふさわしい実習<u>科目</u>が設定され、 適切な指導がなされていること。
- 3-3-1: 学校等における実習
- (1) <u>実習科目は、</u>学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。
- (2) <u>実習科目は、実習の時期、系統性等に配慮し、</u> 主体的に取り組むことのできる内容となっているか。
- (3) <u>実習科目は、</u>適切な学校種等及び数が確保され、学校との連携が整っているか。
- (4)連携協力校に対し、実習の目的及び実施方法等が適切に周知されているか。
- (5)(省略)
- (6) 現職教員学生が現任校<u>において長期の</u>実習を 行う場合、日常業務に埋没しないための配慮が なされているか。

- 3-3: レベル I
- 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切 な指導がなされていること。(3-3-1)
- 3-3-1:学校等における実習
- (1) <u>例えば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、</u>学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。
- (2) 教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うようなものになっているか(実習の時期、系統性、内容など)。
- (3) <u>実習を行うための連携協力校について、</u>適切 な学校種等 (例えば実習内容に合致した規模や 性格、指導者の存在など) 及び数が確保され、 実習のテーマ、計画、体制、評価等の連携が整 えられているか。
- (4)連携協力校に対し、実習の目的及び実施方法等、学部実習との差異、教職大学院で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力が適切に周知・説明されていて、大学との共通理解が得られているか。
- (5)(省略)
- (6) 現職教員学生が現任校<u>で</u>実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。

文言追加

文言整理

○実習科目の方法等が教職大学院によってさまざまであるため、細部にわたる観点があてはまらないことが多く、全般に大きくまとめた表記に変更。

(7) 現職教員学生が他校において長期の実習を行	追加	観点追加
う場合、教員組織、校内研究組織等に円滑に馴		○現職教員学生の他校実習の
染める配慮がなされているか。		困難さにも配慮
(<u>8</u>)実習の全部ないし一部 <u>の免除</u> 措置を行う場合、	(<u>7</u>) 実習 <u>の免除(</u> 全部ないし一部 <u>)</u> 措置を行う場	番号変更、文言整理
適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行	合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習	
われているか。また、決定に <u>おいては、</u> 合理的	内容とを照らし合わせること等、適切な判断方	
な根拠・資料に <u>基</u> づいた説明がなされているか。	法及び基準を設けて措置決定が行われている	
	か。また、 <u>その措置</u> 決定に <u>ついて</u> 合理的な根拠・	
	資料に <u>もと</u> づいた説明がなされているか。	
(9) 実習科目は、教員免許未取得学生、学部新卒		番号変更・文言整理
学生、社会人経験学生、現職教員学生等多様な	学生、現職教員学生 <u>など、</u> 多様な背景を持つ学	
背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられ	生に対する区別と配慮が講じられているか。	
ているか。		
(10) 学校以外(教育行政機関、教育センター等)	(<u>9</u>) 学校以外(教育行政機関、教育センター <u>など</u>)	番号変更・文言整理
で実習を行う場合、実施の内容、方法、評価方	で実習を行う場合、実習 <u>設計(</u> 内容 <u>・</u> 方法 <u>・</u> 評	
法等が適切に設定され、 <u>教職</u> 大学院側の指導体	価 <u>)や</u> 大学側の指導体制が整っているか。	
制が整っているか。		
3-4:	3-4: <u>レベル I</u>	
○ 学習を進める上で適切な指導が行われているこ		
٤.	<i>ξ</i> ₀ (3-4-1)	
3-4-1:履修指導	3-4-1:履修指導	L> Moder
(1)履修科目の登録の上限設定、学生の履修に配	(1)履修科目の登録の上限設定等の取組や学生の	文言削除
慮した時間割の設定等、単位の実質化への配慮	履修に配慮した <u>適切な</u> 時間割の設定等、単位の	
がなされているか。	実質化への配慮がなされているか。	the other
(2) 夜間その他特定の時間、時期に授業を行う方	-	字句の修正
法を <u>と</u> る場合、履修 <u>授業の実施方法、学生の</u>	法を <u>採</u> る場合、 <u>そのための</u> 履修 <u>や</u> 授業の実施方	
負担程度について、適切な措置がとられている	法、学生の負担程度について、適切な措置がと	
カ・。	られているか。	

(3) 遠隔教育を行う場合、面接授業 <u>若</u> しくはメディアを <u>活用</u> して行う授業の方法が整備され、適切な指導が行われているか。また、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれているか。		字句の修正
(4) オフィスアワー等個別の学生指導のための <u>機</u> 会が確保されているか。	(4) オフィスアワー等個別の学生指導のための <u>時</u> 間が確保されているか。	文言整理
(5) 履修モデルに対応し、組織的な履修指導のプロセスが明確になっているか。また <u>、個々の</u> 学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。		字句の修正
<u>削除</u>	(6) TA(ティーチング・アシスタント)等を活 用した授業が行われている場合には、適切な運 用がなされているか。	観点削除 〇TAの活用実績等が少ない ため。
3-5: ○ 成績評価 <u>・</u> 単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。	3-5: <u>レベル I</u> ○ 成績評価 <u>や</u> 単位認定、修了認定が大学院の水準 として適切であり、有効なものとなっていること。 (3-5-1)	字句の修正
3-5-1:成績評価 <u>等</u> (1)教職大学院の目的に応じた成績評価基準 <u>、</u> 修 了認定基準が策定され、学生に周知されている か。	3-5-1:成績評価 (1) 各教職大学院の目的に応じた成績評価基準や 修了認定基準が組織として策定され、学生に周 知されているか。	字句の追加 文言整理
(2) 成績評価基準、修了評価基準に従って、成績 評価 <u>・</u> 単位認定、修了認定が適切に実施されて いるか。また、成績評価等の妥当性を担保する	(2) 成績評価基準 <u>や</u> 修了認定基準に従って、成績 評価 <u>、</u> 単位認定、修了認定が適切に実施されて いるか。また、成績評価等の妥当性を担保する	字句の修正

基準領域4:学習成果・効果	基準領域4:学習成果・効果	
(基準)	(基準)	
4-1:	4-1: <u>レベルI</u>	
○ 教職大学院の目的及び <u>ディプロマ・ポリシーに</u>	○ <u>各</u> 教職大学院の <u>人材養成の</u> 目的及び <u>修得すべき</u>	文言修正
照らして、在学生における学習の成果 <u>・</u> 効果が <u>あ</u>	<u>知識・能力に照らして、</u> 学習の成果 <u>や</u> 効果が <u>上</u> が	
がっていること。	っていること。 $(4-1-1, 4-1-2, 4-1)$	
	-3, 4-1-4)	
4-1-1:単位修得、修了の状況、資格取得の状	4-1-1:単位修得、修了の状況、資格取得の状	文言整理
況等から判断して、 <u>在学生の</u> 学習の成果・効果が	況等から判断して、 <u>教職大学院の目的に照らした</u>	
<u>あ</u> がっているか。	学習の成果や効果が <u>上</u> がっているか。	
4-1-2:在学生の学習成果・効果を把握する仕	4-1-2: 学生の学習成果・効果 <u>の全般について</u>	文言整理
組みを有し、それが適切に機能しているか。	<u>の概要が把握できているか。</u>	
4-1-3: <u>ディプロマ・ポリシーに照らした進路</u>	4-1-3:修了生の教員就職等進路状況の実績、	○学校教育法第百十条第二項
<u>状況となっているか。</u>	成果から判断して、教職大学院の目的に照らした	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	学習の成果や効果が上がっているか。	の成果に関すること(進路に関
		することを含む) が追加された
		ことによる文言整理
<u>削除</u>	4-1-4:教職大学院における学習の成果を示す	4-2に移動
	課題研究等の内容が、教職大学院の目的に照らし	
	た内容になっているか。	
4-2:	4-2: <u>レベルI</u>	
○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等	○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等	字句の修正
に還元 <u>され</u> ていること。また、その成果の把握に	に還元 <u>でき</u> ていること。また、その成果の把握に	
努めていること。	努めていること。 $(4-2-1, 4-2-2, 4-$	
	<u>2-3)</u>	

4-2-1:修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等 <u>を行い、</u> 学習の成果 <u>・</u> 効果等が把握されているか。	4-2-1:修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等 <u>の結果から判断して、教職大学院の目的に照らした</u> 学習の成果 <u>や</u> 効果が上がっているか。	文言整理
4-2-2:学生の課題研究等が、地域、学校における教育活動の改善に資するものとなっているか。	(4-1から移動)	文言整理
4-2-3:短期的な観点及び数年を経た長期的な 観点から見て、修了生が、赴任先等での教育研究 活動において教育実践、課題解決等に貢献できて いるか。あるいは、教職大学院はその把握に努め ているか。	4-2- <u>2</u> :修了生が、赴任先等での教育研究活動 <u>や</u> 教育実践課題解決等に貢献できているか。	観点の統合(現行4-2-2,4-2-3)
<u>削除</u>	4-2-3:修了生が、短期的な観点及び数年を経 た長期的な観点から見て、成果があったと振り返 ることができているか。	観点の統合(現行4-2-2,4-2-3)

基準領域 5: 学生への支援体制	基準領域5:学生への支援体制	
(基準)	(基準)	
5-1:	5-1: <u>レベル I</u>	
○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に	○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に	
行われていること。	行われていること。 <u>(5-1-1、5-1-2、5</u>	
	-1-3, $5-1-4$, $5-1-5$, $5-1-6$)	
5-1-3:特別な支援を行うことが必要と考えら	5-1-3:特別な支援を行うことが必要と考えら	文言削除
れる者(例えば、障害のある学生等)への学習支	れる者 (例えば、障害のある学生等 <u>が考えられる</u>)	
援、生活支援等が適切に行われているか。	への学習支援、生活支援等が適切に行われている	
	カヘ。	
5-2:	5-2: <u>レベルⅡ</u>	
○ 学生への経済支援等が適切に行われているこ	○ 学生への経済支援等が適切に行われているこ	
と。	$\angle_{\circ} (5-2-1)$	
5-2-1:学生が在学期間中に教職大学院の課程	5-2-1:学生が在学期間中に教職大学院の課程	字句の修正
の履修に専念できるよう経済的 <u>な</u> 支援体制が <u>整っ</u>	の履修に専念できるよう <u>、</u> 経済的支援体制が <u>整備</u>	文言削除
<u>て</u> いるか。	されているか。特に教職大学院独自に整備されて	
	<u>いるか。</u>	

基準領域 6: 教員組織	基準領域 6: 教員組織	
(基準)	(基準)	
6-1:	6-1: <u>レベルI</u>	
○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置さ	○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置さ	
れていること。	れていること。 $(6-1-1, 6-1-2, 6-1$	
	<u>-3, 6-1-4, 6-1-5, 6-1-6, 6</u>	
	<u>-1-7)</u>	
6-1-2:教職大学院の運営に必要な教員が確保	6-1-2:教職大学院の運営に必要な教員が確保	文言整理
されているか。また、専任教員が、専門職大学院	されているか。また、 <u>それらの教員のうちには、</u>	
設置基準に規定された必要な専任教員の数以上置	次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当す	○設置基準に記載される文言
かれているか。	る専門分野に関して高度の教育上の指導能力があ	との重複を整理。
	<u>ると認められる</u> 専任教員が、専門職大学院設置基	
	準に規定された必要な専任教員の数 <u>(以下「必要</u>	
	<u>専任教員数」という。)</u> 以上置かれているか。	
	(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の	
	業績を有する者	
	(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を	
	有する者	
	(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び	
	経験を有する者	

水山区	0 1 9 数星の温土 5 左眼和歯はおいたて数大!	知。其实证人
<u>削除</u>	6-1-3:教員の過去5年間程度における教育上	観点削除
	又は研究上の業績等(教育上の業績とは、例えば	○教員の業績等の開示につい
	教育活動歴、教育上の方法・内容・評価・教材に	ては大学・大学院本体の認証評
	関する開発・工夫など)、各教員がその担当する専	価に係るものと捉え基準6-
	門分野について、教育上の経歴・経験及び指導能	1の観点から削除する。
	力を有することを示す資料が、自己点検及び評価	教職大学院の認証評価では
	の結果の公表その他の方法で開示されているか。	組織構成員のバランス等を確
		認するため、概ね過去5年程度
		の業績等資料を求めている。
		また、業績や指導実績の公
		開・相互交流をFD活動として
		捉え、今回観点9-2-2を追
		加している。
6-1- <u>3</u> :(省略)	6-1- <u>4</u> :(省略)	観点番号変更
6-1- <u>4</u> :多様な教員の雇用形態(例えば、みな	$6-1-\underline{5}$:多様な教員の雇用形態(例えば、みな	観点番号変更、文言追加、整理
し専任教員、任期付教員等)を活用して、実践現	 し教員、任期付教員等)を活用して、実践現場の	
 場との関係の強化が図られているか。	動きを恒常的に導入するような配慮を行っている。 動きを恒常的に導入するような配慮を行っている。	
·	カ ^ゝ 。	
6-1- <u>5</u> :(省略)	6-1- <u>6</u> :(省略)	観点番号変更
6-1- <u>6</u> :(省略)	6-1-7:(省略)	観点番号変更
6-2:	6-2: <u>レベル I</u>	
○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定めら	○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定めら	
れ、運用されていること。	れ、運用されていること。(6-2-1、6-2-	
_	2, 6-2-3)	

6-2-1:各教職大学院の目的に応じて教員組織	6-2-1:各教職大学院の目的に応じて教員組織	字句の修正
の活動をより活性化するための適切な装置(例え	の活動をより活性化するための適切な措置(例え	
ば、年齢及び性別構成バランスへの配慮等。) が講	ば、年齢及び性別構成バランスへの配慮等 <u>が考え</u>	
じられているか。	<u>られる</u> 。)が講じられているか。	
6-2-2: 専任の研究者教員及び実務家教員それ	6-2-2:研究者教員及び実務家教員それぞれの	文言追加・整理
ぞれに採用基準、昇格基準等が定められ、運用さ	採用基準や昇格基準等が、教職大学院における教	○採用基準、昇格基準のほか
れているか。 <u>また、授業科目を担当する教員の基</u>	育活動に相応しい基準として、明確かつ適切に定	に、具体に授業を担当する教員
準が明確であるか。_	められ、運用されているか。特に、教育上の経歴・	の質が担保されているか、一定
	経験及び指導能力の評価が行われているか。	の基準が定められているか、と
		いう観点を追加。
6-2-3: 研究者教員の実務経験や実践研究の実	追加	観点追加
績、あるいは実務家教員の学術的業績を、ピアレ		○有識者会議 早急に対応す
ビューの視点も含めて評価する仕組みが設定され		べきことを反映し、研究者教
ているか。		員、実務家教員の業績について
		評価する仕組みがあるか、とい
		う観点を追加。
6-2-4:実務家教員の人材確保の仕組みが明確	6-2- <u>3</u> : 実務家教員の <u>リクルート</u> の仕組みが明	観点番号変更、文言整理
化されていて、適切に運用されているか。	確化・透明化されていて、適切に運用されている	
	カ ₁ 。	
6-3:	6-3: レベルⅡ	
○ 教職大学院における教育活動に関する研究活動	○ 教職大学院における教育活動に関する研究活動	
が組織的に取り組まれていること。	が組織的に取り組まれていること。 <u>(6-3-1)</u>	
6-3-2:地域の学校等における教育課題の解決	<u></u> 追加	観点追加
に還元されるなど、教育の実践に資する研究活動		○中央教育審議会答申を反映
<u></u> になっているか。		し、教職大学院における研究活
		動の内容に関する観点を追加。
6-4:	6-4: レベル I	
		I

		T.
○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。	○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。	
	(6-4-1, 6-4-2)	
6-4-1: 専任教員の授業や学生指導等の負担に	6-4-1:専任教員の授業負担、学生指導負担に	文言整理
対して配慮がなされ、また、偏りを考慮した割り	<u>偏りがなく、適切に担当が割り振られているか。</u>	
振りとなっているか。		
6-4-2:学部等の専任教員とダブル・カウント	6-4-2:専任教員の授業負担、学生指導負担に	文言整理
される教員の負担に対して、教職大学院における	対して、適切な配慮(例えば、既設大学院・学部	○教職大学院担当教員におけ
教育・研究に支障をきたさないよう適切な配慮が	の授業や学生指導などの負担軽減等) がなされて	る過度の業務負担に対する配
なされているか。	いるか。	慮についての観点。学部担当と
		のダブル・カウントの範囲が緩
		和されているが、これにともな
		う負担の増大を注視。

基準領域7:施設・設備等の教育環境	基準領域 7:施設・設備等の教育環境	
(基準)	(基準)	
7-1:	7-1: <u>レベル I</u>	
○ 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応	○ 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応	
した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研	した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研	
究上必要な資料が整備され、有効に活用されてい	究上必要な資料が整備され、有効に活用されてい	
ること。	ること。 $(7-1-1, 7-1-2, 7-1-3,$	
	7-1-4, $7-1-5$)	
7-1-1:教職大学院の教育研究組織及び教育課	7-1-1:教職大学院の教育研究組織及び教育課	文言追加・修正
程に対応した施設・設備(例えば、講義室、演習	程に対応した施設・設備(例えば、講義室、演習	○学習指導要領を反映
室、実習室、教員室、また、ICTを活用した教	室、実習室、教員室等 <u>が考えられる</u> 。) が整備され、	
<u>育設備</u> 等。)が整備され、有効に活用されているか。	有効に活用されているか。	
7-1-2:自主的学習環境(例えば、自習室、グ	7-1-2:自主的学習環境(例えば、自習室、グ	文言削除
ループ討論室、情報機器室等。)が十分に整備され、	ループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十	
効果的に利用されているか。	分に整備され、効果的に利用されているか。	
7-1-4:複数のキャンパス及びサテライトキャ	7-1-4:複数のキャンパス及びサテライトキャ	文言削除
ンパスがある場合、キャンパス間の連携協力体制	ンパスがある場合、 <u>教職大学院が運営される大学</u>	
が確立され、運営が効率的になされているか。	においては、キャンパス間の連携協力体制が確立	
	され、運営が効率的になされているか。	
7-1-5:教職大学院が複数のキャンパスで運営	7-1-5:教職大学院が複数のキャンパスで運営	文言削除
される場合には、キャンパスごとに、教育研究に	される場合には、 <u>それぞれの</u> キャンパスごとに、	
支障のないよう必要な施設・設備が設けられてい	教育研究に支障のないよう必要な施設・設備が設	
るか。	けられているか。	

基準領域8:管理運営	基準領域8:管理運営	
(基準)	(基準)	
8-1:	8-1: <u>レベルI</u>	
○ 各教職大学院の目的を達成するために必要な管	○ 各教職大学院の目的を達成するために必要な管	
理運営のための組織及びそれを支える事務組織が	理運営のための組織及びそれを支える事務組織が	
整備され、機能していること。	整備され、機能していること。 <u>(8-1-1、8-</u>	
	1-2, $8-1-3$, $8-1-4$)	
8-1-3:教職大学院の管理運営に関する事項を	8-1-3:教職大学院の管理運営に関する事項を	文言削除
取り扱う事務体制及び職員配置は、教職大学院の	取り扱う事務体制及び職員配置は、教職大学院の	
設置形態及び規模等に応じて、適切なものである	設置形態及び規模等に応じて、適切なものである	
か。また、教職大学院の教育課程を実施するため	か。また、教職大学院の教育課程を実施するため	
に必要な事務職員、技術職員等が適切に配置され	に必要な事務職員、技術職員等 <u>の教育支援者</u> が適	
ているか。	切に配置されているか。	
8-1-4:管理運営のための組織及び事務体制が、	8-1-4:管理運営のための組織及び事務体制が、	字句の削除
教職大学院の目的を達成するために、効果的な意	<u>各</u> 教職大学院の目的を達成するために、効果的な	
思決定を行える組織形態となっているか。	意思決定を行える組織形態となっているか。	
8-2:	8-2: <u>レベルI</u>	
○ 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂		
行できる経費について、配慮がなされていること。	行できる経費について、配慮がなされていること。	
	(8-2-1)	
8-2-1:教職大学院における教育研究活動等を	8-2-1:教職大学院における教育研究活動等を	文言削除
適切に遂行できる財政的配慮(例えば実習巡回経	適切に遂行できる財政的配慮(例えば実習巡回経	
費等の独自の予算措置。)が行われているか。	費等の独自の予算措置 <u>が考えられる</u> 。) が行われて	
	いるか。	
8 - 3:	8-3: <u>レベルI</u>	
○ 教職大学院における教育研究活動等の状況につ	○ 教職大学院における教育研究活動等の状況につ	

いて、広く社会に周知を図ることができる方法に	いて、広く社会に周知を図ることができる方法に	
よって、積極的に情報が提供されていること。	よって、積極的に情報が提供されていること。 <u>(8</u>	
	<u>-3-1)</u>	
8-3-1:理念・目的、学生の受入れ、教育・研	8-3-1:理念・目的、 <u>入学者選抜</u> 、教育・研究、	文言整理
究、組織・運営、施設・設備等の状況について公	組織・運営、施設・設備等の状況について公表が	
表が行われているか。	行われているか。	
8-3-2: 教職大学院による研究の成果が理解さ	<u>追加</u>	観点追加
れ、取り入れやすい形で発信されているか。		○公表、周知の観点に、研究成
		果の発信を追加するもの。特に
		発信に際しては受ける側に分
		りやすい工夫、配慮を求める。

基準領域 9 : 点検評価・F D	基準領域 9 : 点検評価・F D	
(基準)	(基準)	
9-1:	9-1: <u>レベルI</u>	
○ 教育の状況等について点検評価し、その結果に	○ 教育の状況等について点検評価し、その結果に	
基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、	基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、	
取り組みが行われており、機能していること。	取り組みが行われており、機能していること。(9	
	-1-1, $9-1-2$, $9-1-3$, $9-1-4$,	
	9 - 1 - 5)	
9-1-3:学外関係者(例えば、修了生、学校・	9-1-3:学外関係者(<u>当該教職大学院の教職員</u>	文言削除
教育委員会等の関係者等)の意見や専門職域に係	<u>以外の者。</u> 例えば、修了生、就職先等の関係者等)	
わる社会のニーズが教育の状況に関する点検評価	の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の	
に適切な形で反映されているか。	状況に関する点検評価に適切な形で反映されてい	
	るか。	
9-1-5:自己点検評価や外部評価等の際に用い	9-1-5:自己点検評価や外部評価等の際に用い	文言整理
た情報、得られた結果については、 <u>適切な期間、</u>	た情報、得られた結果については、 <u>それを実施し</u>	
適切な方法で保管され、提示できる状態となって	<u>た年から最低5年間、</u> 適切な方法で保管され <u>てい</u>	
いるか。	るか。また、その場合、評価機関の求めに応じて、	
	<u>すみやかに提出できる状態で保管されているか</u> 。	
9-2:	9-2: <u>レベルI</u>	文言整理
○ <u>教職大学院の教職員同士の協働によるFD(フ</u>	○ 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その	○SD活動についての項目を
<u>ァカルティ・ディベロップメント)活動組織が機</u>	資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切	追加するにあたり、FD活動と
能し、日常的にFD活動等が行われていること。	に行われていること。 $(9-2-1, 9-2-2)$	SD活動の関係を整理。また、
		FD活動は教員同士の協働に
		よる活動組織が機能し、日常的
		に行われているものとする文
		言に整理。

9-2-2:各教員の担当科目についての、教育ま	<u>追加</u>	観点追加
たは研究上の業績や指導実績を公開、相互交流し、		現行6-1-3欄参照。
高度な実践的研究力量形成の工夫がなされている		
<u>か。</u>		
9-2- <u>3</u> : <u>FD活動及びSD(スタッフ・ディベ</u>	9-2-2:FD(ファカルティ・ディベロップメ	文言整理
ロップメント)活動について、学生や教職員のニ	ント)について、学生や教職員のニーズが反映さ	観点番号変更
ーズが反映されており、教職大学院として高度で	れており、教職大学院として適切な方法で実施さ	
実践的な教職専門性を育む適切な配慮がなされて	れているか。特に、研究者教員と実務家教員の相	
いるか。	互の連携・意思疎通を図るとともに、研究者教員	
	の実践的な知見の充実、実務家教員の理論的な知	
	見の充実に、それぞれ努めているか。また、その	
	取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付	
	いているか。	
9-2-4:教職員に必要な知識、技能を習得させ、	追加	観点追加
並びにその能力及び資質を向上させるための研修		大学院設置基準第43条
の機会を設けているか。		(研修の機会等)
		専門職大学院設置基準第42
		条第1項で準拠
		SD活動に関する事項。
	I	1

基準領域10:教育委員会及び学校等との連携	基準領域10:教育委員会及び学校等との連携	
10-1:	1 0 - 1 : <u>レベル I</u>	
○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学	○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学	
校等との中核的な拠点として連携する体制が整備	校等と連携する体制が整備されていること。(10	
されていること。	-1-1, $10-1-2$, $10-1-3$)	
10-1-1:教育委員会及び学校等との連携を図	10-1-1:教育委員会及び学校等との連携を図	文言整理
る上で、協議会が設置され、適切に運営されてお	る上で教職大学院について独自に協議する組織	○専門職大学院設置基準第六
り、同組織において議論されたことが、教育課程	が、管理運営組織体制の中に明確に位置づけられ、	条の二(平成三一年四月施行)
の編成、教育活動等の整備、充実、改善に活かさ	整備されているか。	○学校教育法第百十条第二項
れ、恒常的に機能しているか。教育委員会が設置		に規定する基準を・・・
する協議会においては、指標の策定等の検討に参		教育課程に関すること(教育課
画しているか。		程連携協議会に関することを
		含む)
		○教育公務員特例法等の一部
		を改正 留意事項
		協議会との密接な連携
		大学院側で設置する協議会
		組織は外部の意見を取り入れ
		る従来からの協議会と教育課
		程連携協議会がある。同じ組織
		で行うこともあり得る。
		そのほかに教育委員会が設
		置する協議会組織として育成
		指標の策定等を検討する(教員
		育成)協議会があり、教職大学
		院はこれに参画することにな

		る。ただし、参画しない場合が
		あることから、この部分を切り
		離し、また書きとしている。
削除	10-1-2:上記組織が、適切に運営されており、	10-1-1に観点統合
	同組織で議論されたことが、実際に教育活動等の	
	整備・充実・改善にいかされ、恒常的に機能して	
	いるか。	
10-1- <u>2</u> :(省略)	10-1- <u>3</u> :(省略)	観点番号変更
10-1-3:学校教員の研修機能を有し、教職生	<u>追加</u>	観点追加
活全体を通じた資質及び能力の向上を支援する取		○中央教育審議会答申、有識者
組を行っているか。		会議報告を反映し、(現職)教
		員の研修機能の観点を追加
10-1-4:「履修証明(サーティフィケート)」	追加	観点追加
等の学校教員の履修要求に応える仕組みが用意さ		
<u>れているか。</u>		